

山梨労発基0509第5号

令和5年5月9日

各団体の長・支部長 殿

山梨労働局長
(公 印 省 略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添1のとおり、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第24号）が制定され、別添2のとおり、令和5年4月27日付けで公示されました。

つきましては、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力を御願いたします。